

廃棄物受入に関する検討委員会設置要綱

(設置趣旨)

第 1 条 今般、市町村からの一般廃棄物（ばいじん処理物）が、大阪湾広域臨海環境整備センター（以下「センター」という。）の定める受入基準を超過したまま長期間搬入される事案が発生したことを受け、センターでは、関係府県市とも連携しながらチェック体制の強化等再発防止に向けた取り組みを開始したところである。

これらの再発防止の取り組みを実効性のあるものとするためには、再発防止の取り組みについて、適宜その進捗状況を確認するとともに、内容を検証していく必要がある。

また、今回の事案は、市町村が排出する廃棄物によるダイオキシン類の基準超過というこれまで想定していなかった事態であり、搬入停止等の措置やその解除に関する要件や手順の見直しの必要がある。

こうした状況に対応し、引き続き大阪湾フェニックス事業を円滑に進めるため、「廃棄物受入に関する検討委員会（以下「委員会」という。）」を設置して検討するものである。

(所掌事務)

第 2 条 委員会は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 再発防止の取り組みの検証、評価
- (2) 搬入停止措置及びその解除等の要件、手順の見直し
- (3) 受入に関する課題とセンターの対応

(組織)

第 3 条 委員会は、別表－１に掲げる委員で組織する。

(委員長)

第 4 条 委員会に委員長を置く。

- 2 委員長は、委員の互選によって定める。
- 3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 4 委員長に事故があるとき、または委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長が指名する委員がその職務を代理する。

(オブザーバー)

第5条 委員会に別表―2に掲げるオブザーバーを置く。

2 オブザーバーは、委員会に出席し、委員長の求めに応じて必要な意見を述べることができる。

(会議)

第6条 委員会は、委員長が招集する。

2 委員会は、委員の半数以上の出席がなければ、開くことができない。

3 委員以外に、委員会での検討に際し必要に応じて事業主体となる関係者を招集する。

4 その他、委員長が必要と認めたときは、委員会に委員以外の者の出席を求めることができる。

(公開・公表)

第7条 委員会は非公開で開催する。

2 議事の概要はセンターホームページで公表することとし、内容は委員会で決定する。

(謝金)

第8条 委員が委員会の職務に従事したときは、謝金を支給することができる。
その支給額については、センター理事長が別に定める。

(旅費)

第9条 委員が委員会の職務を行うために、会議に出席し、又は旅行したときは、旅費を支給する。

2 前項の旅費の額は大阪湾広域臨海環境整備センター旅費規程の規定により理事に対して支給する額に相当する額とする。

(委員の任期)

第10条 委員の任期は、施行の日から1年間とする。

(補則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関して必要な事項は、別に定める。

附則

(施行期日)

1 この要綱は、平成26年7月31日から施行する。

(招集の特例)

2 最初に開かれる委員会は、第6条第1項の規定にかかわらず、センター理事長が招集する。

別表—1

廃棄物受入に関する検討委員会委員

	委 員	所属、職名
学識経験者	◎ 藤田 正憲 ふじた まさのり	大阪大学名誉教授
	新澤 秀則 にいざわ ひでのり	兵庫県立大学教授
	高岡 昌輝 たかおか まさき	京都大学大学院教授
	黒坂 則子 くろさか のりこ	同志社大学准教授

◎：委員長

別表—2

- ・環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部
- ・国土交通省港湾局
- ・大阪府環境農林水産部
- ・兵庫県農政環境部
- ・大阪市環境局
- ・神戸市環境局